

奈良県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平和土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	中村 一彦	〃 美濃庄町三七四
〃	松本 俊雄	〃 下三橋町六二九
〃	巽 宗和	〃 美濃庄町九八
〃	森田 秀一	〃 稗田町三三六
〃	中島 友二	〃 大江町一〇
〃	東 正文	〃 若槻町二一八
〃	倉中 稔	〃 一九二―二
〃	松下 清	〃 番条町五三三
〃	中本 圭一	〃 番匠田中町四九
〃	村田 敏雄	〃 井戸野町二二―二
監事	乾 義幸	〃 下三橋町九五〇
〃	奥田 隆男	〃 稗田町三五七―一
〃	南田 圭司	〃 井戸野町四九一―二
〃	柏原 裕	〃 番条町五二二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	巽 宗和	〃 美濃庄町九八
〃	南田 昌宏	〃 井戸野町四二〇
〃	中島 章博	〃 大江町一九九
〃	竹田 壽信	〃 下三橋町九六三
〃	上田 義信	〃 稗田町二五五
〃	奈良谷 公章	〃 若槻町一八八―二

〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃
柏原裕	南田圭司	森村太	乾義幸	仲谷公男	永原良雄	松下清	谷口吉史
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
番条町五二二	井戸野町四九一―二	稗田町二四八	下三橋町九五〇	美濃庄町三五一―二	番匠田中町四七	番条町五三三	〃 一七一―六